

諸家秘閣集

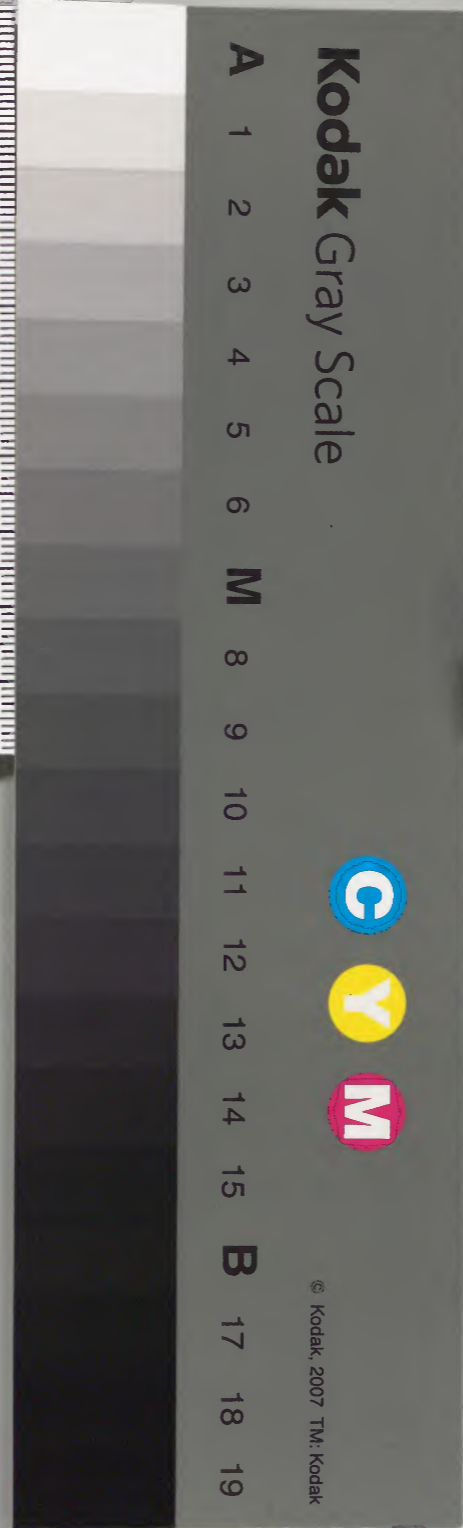
王
漫
録

和書門	
三	四五三九
一〇	九函
一	二冊
一	二架
類	號

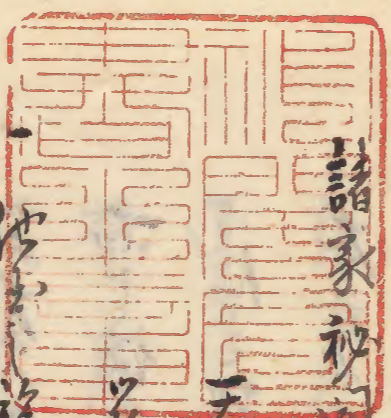
內閣文庫	
三	四五三九
一〇	九函
一	二冊
一	二架
類	號
和書	

內閣文庫	
番號	和 34539
冊數	12 (4)
函號	181 144

共十二

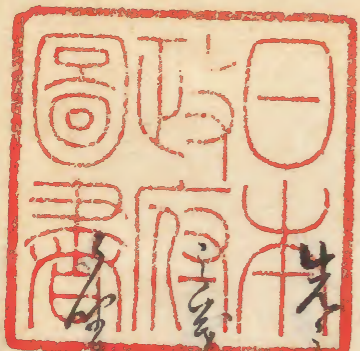


諸家初集卷之四



天啓元年己丑月廿五日
伊予守伊予守伊予守
伊予守伊予守伊予守

伊予守伊予守伊予守
伊予守伊予守伊予守
伊予守伊予守伊予守



伊予守伊予守伊予守
伊予守伊予守伊予守
伊予守伊予守伊予守

十月

右様源君

所見

此書初抄撰り病人之疾申述情氣等々送る在り
及此書改用之旨送る其由中より書付之旨
多支取し送る之旨し詳し其旨を又支取し送る
之旨し其旨送る進歩之旨し病人之疾と送る
之旨し送る此書抄撰り(聖徳太子)送る之旨し
其旨送る之旨し

二十一月

聖徳太子

明和四年十二月廿六日書付字

東海中山道甲州府中是及中五州府中右端之
龍尾之海海陸陸送之卯村之旨之旨之旨之旨
而之役人之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
八州之地之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
右端人之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨

類の書對讀之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
送る之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
村之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
右之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
若之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
八州之地之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
此書改用之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
支配役之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
其旨送る之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨
其旨送る之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨之旨

先達少増く者五捕ひししと書かす
所制中地し知し
と書かすは後同合しと云ふ

十二月十日

石川若狭守宛
杉本氏宛

所見

此所見は後同合しと云ふ
先達少増く者五捕ひししと書かす
所制中地し知し
と書かすは後同合しと云ふ

十二月十日

天保六年己酉十二月十日

吉連川左衛門尉同合しと云ふ
所制中地し知し
と書かすは後同合しと云ふ

此度揚州西多社入宗田紙若島右郡下
と書かすは後同合しと云ふ
所制中地し知し
と書かすは後同合しと云ふ

一 市来下地... 延元... 延元...

延元 市来下地... 延元...

一 本山... 延元... 延元...

延元 本山... 延元...

一 石... 延元... 延元...

延元 石... 延元... 延元...

延元... 延元...

二月...

延元...

延元...

天... 延元...

延元... 延元... 延元...

延元... 延元... 延元...

匡濟王加比ト子未付諸所念ト在常之内也ト其再之
在常山ト向而致ト中ト之未知常ト以候所出ト竹見屋ト之者
其是掛合ト之者ト未礼ト也今所院是家之内ト其夜日村
百姓未付諸十日ト之業ト礼ト能出ト御日村ト百姓未付諸
将市以所院在常ト十日トの子速所内ト元ト言波合トの
又ト能出ト知人ト一方ト未付諸所ト要死ト也子致トの方中ト之トは
右ト之者トを礼ト之中ト之存合ト仕トのト一件ト只書ト元ト之ト在常ト將成
自掛ト七ト之ト題ト未付諸ト合トの院ト帝ト元ト代ト信ト守ト出ト石ト之ト中
少ト以ト味ト未ト礼ト也ト之ト後ト未付諸ト也ト代ト信ト若トハト雖ト在ト院ト也ト其ト法ト教
在ト上ト下ト少ト日ト延ト未付諸トの方中ト之ト延ト也ト其ト法トのト信ト縁

物平用情ト也ト知トりト而ト口ト致ト下ト少ト麻ト中ト村トのト姓ト了ト也ト其ト外ト法ト教トの
子ト在ト一ト統ト何ト方ト也ト未付諸ト十日トの市ト以ト市トホト以ト味ト未付諸トの方中ト之ト合トの
院ト之ト帝ト元ト情ト也ト之ト日ト所ト未付諸トの方中ト之ト未付諸ト十日トの市ト以ト市トホト以ト味ト未付諸トの方中ト之ト合トの
尸ト付ト也ト其ト地ト也ト石ト之ト通ト他ト所ト之ト百姓ト加トりト也ト其ト方ト之トはト之ト新ト方ト也ト其ト礼ト
也ト其ト難ト也ト成ト也ト其ト方ト之ト於ト也ト其ト方ト之ト以ト味ト未付諸トの方中ト之ト合トのト信ト縁ト也ト其ト上ト也ト

四月十九

久世院トのト信ト縁ト

院ト之ト帝ト元ト情ト也ト之ト日ト所ト未付諸トの方中ト之ト未付諸ト十日トの市ト以ト市トホト以ト味ト未付諸トの方中ト之ト合トの

天為六年三月ト及ト中ト也ト其ト未付諸トの方中ト之ト未付諸ト十日トの市ト以ト市トホト以ト味ト未付諸トの方中ト之ト合トの
其ト社ト人ト也ト其ト院ト也ト其ト方ト之ト無ト常ト也ト其ト方ト之ト以ト味ト未付諸トの方中ト之ト合トの
其ト社ト人ト也ト其ト院ト也ト其ト方ト之ト無ト常ト也ト其ト方ト之ト以ト味ト未付諸トの方中ト之ト合トの

有人其後由之信右村後人不知其方之種と存之種
リ倒死入之之是具升之逸傳為知れ言白狀其口名
者其以味付知中口并右任仙居治右其果の良當言
由七右邊言一者不右任仙居治居と一者何方一者と
不其金之篇と一者不其非ハ似之者一者一石之通
之高仰一者一之或下如何年下下下何以也

乙日書

内多地九

先帝御代所引名も之し山リ仙居治居之死骸ハ之者
寺院ニ修理中付人其年數之若指其果ハ始末日未巨細
池村外ニ住還留好一其礼許ハ之六ヶ月見在尋す
者之より建礼大除修理ハ信土葬ハ之右死骸
倒死人之傳ハ之投譯村ハ控ハ始末由リ如何一者も
以味治末之住立下中付也

天明六年二月九日吉社里行河部中
内之河部也之河部

徳丸殿之類後之痛生如致向村序之者其
其礼心付ハ付四年以初ハ其入之也右其之破り出之故
之公儀之親者其之立夜其居之而之謙之而於二ヶ不
其之中一ヶ切付右之子ヲ拂除ハ其子之内一ヶ不底之負
逃出付右其方ハ其源八其口付ハ其者之追之跡付捕ハ其
謙之振也捕兼付持ハ其款ハ一ヶ中ノ謙之放リ也
源ハ其之從持其及右其之勢ハ其ハ其法之種之推
以及自之内ハ其後ハ其右其場ハ其其其之捕ハ其

の七繩を結付宿(百連)申りし中又三強出極子存子
を結り極繩を付極結付宿(百連)申りし中又三強出極子存子
親着美上源八流りし(百連)申りし中又三強出極子存子
しりし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
源八美人(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
宿(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
宿(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
宿(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
宿(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
宿(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
宿(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし

六月九日

川原津丸舟中
是 助右衛門

若源八美人(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
一旦捕得りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
若源八美人(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
一旦捕得りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
若源八美人(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
一旦捕得りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし

天の六年六月十日
細川言書以(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
知悉(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
信藏(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし
若止(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし(百連)申りし

右平尾と太方之守者にて... 及了方安也

檢使お所... 中野村... 乃門之

檢使お所... 平尾死難... 乃門之

乃門之... 六月十六日

六月十六日

伊豆郡八

此の如く... 六月十六日

天正六年七月...

私所... 謙言...

左廣の地を分けて中野に賣り又ハ名に加別と云ふ事あり
右伴夢反ゆりも其の事なり
右の地を分けて中野に賣り

九月三日

織田右近將監
吉野守

附記
此の地は細野左衛門尉の地なり其の地を分けて中野に賣り又ハ名に加別と云ふ事あり其の地を分けて中野に賣り又ハ名に加別と云ふ事あり其の地を分けて中野に賣り又ハ名に加別と云ふ事あり

九月十日 再月右邊

右の地を分けて中野に賣り又ハ名に加別と云ふ事あり

外に他は川名を分けて右出入り田方左邊に賣り又ハ名に加別と云ふ事あり
右の地を分けて中野に賣り又ハ名に加別と云ふ事あり

九月十日

織田右近將監
吉野守

附記
此の地は細野左衛門尉の地なり其の地を分けて中野に賣り又ハ名に加別と云ふ事あり其の地を分けて中野に賣り又ハ名に加別と云ふ事あり

天正六年六月十日 吉野守 織田右近將監
同日十九日 附記

堀式於此備所
轉運至蒲原郡柁田村
小名尻上村白山村院社

龜山大隅

右之者柁田村百姓次多傷亡者方指皮逐逐後以味之自然性
之是日村百姓作平之者中右盜之以後以味之自然性
物也日村山五社人雲田和泉之者後以味之自然性
ホ右之者(云々)南村入軍中付之右之社人(云々)
版多百姓並之(云々)付之社人(云々)
之(云々)付之社人(云々)

堀式於此備所

六月十日

廿八日

書面龜山右隅他所川年(云々)右盜(云々)
始末(云々)版(云々)付之社人(云々)

天明六年三月廿四日

付之社人

此(云々)付之社人

柳原武藏守備所
勇州白川村院社

中心

練(云々)付之社人
同(云々)付之社人
利(云々)付之社人

丁川

右(云々)付之社人
夜(云々)付之社人
完(云々)付之社人
死(云々)付之社人
死(云々)付之社人

而... 七月... 通... 地方... 内... 追...
... 通... 地方... 内... 追...
... 通... 地方... 内... 追...

織田信長

元禄 曲岡甲斐守

天保六年十二月... 素... 伊... 氏... 是...
... 伊... 氏... 是...
... 伊... 氏... 是...

利... 信... 抱... 了... 了... 中... 會... 無... 女... 及... 殺... 害... 之... 身... 也... 自... 言... 其... 果...
... 會... 無... 女... 及... 殺... 害... 之... 身... 也... 自... 言... 其... 果...
... 會... 無... 女... 及... 殺... 害... 之... 身... 也... 自... 言... 其... 果...

十二月

林... 氏... 於... 右... 傳... 内...
... 氏... 於... 右... 傳... 内...

天保七年三月... 素... 伊... 氏... 傳... 内... 書...

町人百姓... 内人... 殺... 害... 之... 身... 也... 自... 言... 其... 果...

おぼろげに此の支那に於ては、
向ふ下は中々、
私に、
以味、
見、
竹垣、
と、
九月、
一、
泉、

城下伊勢所、
谷、
日夜、
瓦、
庄、
俵、
此、
者、
中、
以、
見、
竹、
と、
九、
一、
泉、

城下伊勢所、
谷、
日夜、
瓦、
庄、
俵、
此、
者、
中、
以、
見、
竹、
と、
九、
一、
泉、

家出に掛名是口玉水の郡幸石川村嬬任の者凡一勿備
之那村方お礼是左傳の者乃彼少前は美言し致し者も主
し方し之候中候は左傳の者乃彼少前は美言し致し者も主
仕是也他候の者乃彼少前は美言し致し者も主
川名は者乃彼少前は美言し致し者も主
名は者乃彼少前は美言し致し者も主

二月

如多ノ書後子

右通伯は是左傳十月年六月と作是之通伯不川名も古
之と美言し自今仕是之成り候と合候者美言し
右通伯は是左傳十月年六月と作是之通伯不川名も古

中巻一ツ巻候御成甲斐庄之御成候仕是之之内に同名ノ
上之御成

之者

之者

之者

城下所へ入一ツ巻少袖十又巻之に後非へ入油籠七
斗巻之又ハ又之入一ツ巻土籠如破り斗之者仕是
右之者如何候し罪科中仕之御成

信州の御成

之者

政右衛門

右之者美言しと別名口名也人言盜仕は左傳罪科如何候

中付下控

元 以方由彦市改より一人を死罪にす

右方由彦市改より一人を死罪にす
如き並紙に自白は是れ入るる事
法に依りて死罪にす

右方人海老川不道相と兼る海老川在別名男文書裁
中付下控

元 以方由彦市改より一人を死罪にす

右方由彦市改より一人を死罪にす
海老川在別名男文書裁
中付下控

海老川在別名男文書裁

右方由彦市改より一人を死罪にす

右方由彦市改より一人を死罪にす
中付下控

元 以方由彦市改より一人を死罪にす

右方由彦市改より一人を死罪にす

大生 源吉

元 以方由彦市改より一人を死罪にす

天明七年六月廿七日

先夫人之南三月中迄以病氣在何分一
夜旦一者見出窓紙と存に捕りて味付の如く
夜に西入り中一と在る内終失し不七と云ふ
此何に付し口字世向一冊は原は原中一と云ふ

五月廿七日

井上龜屋之内

上野迄り書

花

此書は天明七年六月廿七日
天明七年六月廿七日
天明七年六月廿七日

天明七年六月廿七日

天明七年六月廿七日
天明七年六月廿七日
天明七年六月廿七日

此等田等七ヶ所并右邊料等者被是中著山り如何
他、私領、此方、此内、系、右、の、在、る、事、は、是、又、如何、否、心
以、下、に、右、邊、料、等、の、事、

八月十日

加納新五郎

落札

此方、此内、系、右、の、在、る、事、は、是、又、如何、否、心
以、下、に、右、邊、料、等、の、事、

未九月

天保七年九月十日 常原伊予守

河部田等、此方、此内、系、右、の、在、る、事、は、是、又、如何、否、心

者先月、此方、此内、系、右、の、在、る、事、は、是、又、如何、否、心
書、面、之、通、り、此、方、此、内、系、右、の、在、る、事、は、是、又、如何、否、心
九月十日

此方、此内、系、右、の、在、る、事、は、是、又、如何、否、心
内、建、札、等、の、事、は、是、又、如何、否、心
右、邊、料、等、の、事、は、是、又、如何、否、心

天保七年九月十日 常原伊予守

トツ屋書

武州 玉野荒井村 此方、此内、系、右、の、在、る、事、は、是、又、如何、否、心

去月捕獲繩方目親入衣何幸事宿村送付加多
此方衣何幸飾物上言中村役人衣多此夜入以自口村
名之文苑方一送之入何幸此名之文苑方上移載多
通り有幸子高之信言用此出内徳以命多移氣
信言難美之仰有某用の信言用此出内徳以命多移氣
一移載多中何幸増獲繩方衣何幸此名之文苑方上移載多
此獲繩投進欠出有忠追証此夜中何幸何(移載
此切取而此知了何幸何村役人衣多此夜入以自口村
何幸了了了了

八月五日

大黒加多

小川佐一

天明七年八月五日
人衆盜賊入逃去此知了何幸何村役人衣多此夜入以自口村
此獲繩投進欠出有忠追証此夜中何幸何(移載
此切取而此知了何幸何村役人衣多此夜入以自口村
何幸了了了了

杉本之命

伊東 敦八

天明七年八月五日
此獲繩投進欠出有忠追証此夜中何幸何(移載
此切取而此知了何幸何村役人衣多此夜入以自口村
何幸了了了了

天明七年十月

此獲繩投進欠出有忠追証此夜中何幸何(移載
此切取而此知了何幸何村役人衣多此夜入以自口村
何幸了了了了

不入官者非人... 及白州... 乃若...
不入官者非人... 乃若... 及白州... 乃若...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...

右... 乃若... 及白州... 乃若...

乃若... 及白州... 乃若... 及白州...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...

杉平之五帝... 伊东... 乃若... 及白州...

土月... 乃若... 及白州... 乃若...

伊东... 乃若... 及白州... 乃若...

安永七年七月... 乃若... 及白州... 乃若...

乃若... 及白州... 乃若... 及白州...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...

乃若... 及白州... 乃若... 及白州...

乃若... 及白州... 乃若... 及白州...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...

乃若... 及白州... 乃若... 及白州...

乃若... 及白州... 乃若... 及白州...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...
乃若... 及白州... 乃若... 及白州...

此の通帳は片端に成り切人、以南地系大坂平紙、右
掛通拂に、しり付て、成り切人、右の通帳、片端に、
あつたり、成り切人、世に、成り切人、成り切人、成り切人、
及、成り切人、

一 おの通帳に、片端に、成り切人、以南地系大坂平紙、右
掛通拂に、しり付て、成り切人、右の通帳、片端に、
あつたり、成り切人、世に、成り切人、成り切人、成り切人、
及、成り切人、

此の通帳は片端に成り切人、以南地系大坂平紙、右
掛通拂に、しり付て、成り切人、右の通帳、片端に、
あつたり、成り切人、世に、成り切人、成り切人、成り切人、
及、成り切人、

七月

三回

此の通帳は片端に成り切人、以南地系大坂平紙、右
掛通拂に、しり付て、成り切人、右の通帳、片端に、
あつたり、成り切人、世に、成り切人、成り切人、成り切人、
及、成り切人、

ワ後抄云申は是ハ正身ノ主無事ナリト云ル事ニ由リテ及テ是
ノ所ト申スハ難友ノ後抄也

八月廿九日通書付

口大抱皇極河津之信少字切掛衣左通

一右ノ有ハ腰後也

長是大人守禮保之守禮但骨切中抱衣也其

一左ノ身ノ短也

一右ノ有ハ短也之守礼

有長守禮保也守禮

短長守禮保也守禮

短長守禮保也守禮

但刀踊りハ短也其見下也

右衣法藤治外ハ短ハ平急降一右ノ有ハ短也

是ハ短也其見下也其見下也其見下也其見下也

之短也其見下也其見下也其見下也其見下也

ハ少利中ハ一也短而自由成事ハ神ノ片幅也

其成事ハ如何也一信也中ハ一也短也其見下也

其見下也

水坐乃近也其見下也

八月

大田無六

凡
中付科... 者亦... 夜...

天保七年十月...

後夜... 掃後... 不系... 之折... 之出... 言...

南... 正氣... 之... 初... 之... 此... 夢... 中... 以...

之語信在之知所不
上聖之也樂於以行

此邦之品
孫八

南未二十六

右之者去年年之而系上聖之海林下所之執少蓋了了
お仕へる捕以味之南書中追辨中付也又公南四月
中飯内之為執十三不望入書台ホ之入之及公壁之破
襟洋免を之り一沙衣孔袴穀を之る捕以味之及白狀
いさそふ不別紙之為之當公追辨也之書也飯内にお
執望仕之座之極之為之他亦川合也之當公追辨也飯内にお
之之在之役人之為之職名也此非外者之孫八執元之當公ハ

追辨仕の事の中未公為又は之信乃の如く及職名は此非外者之
免捕之之事の中未公自初之死刑中付の事も亦書之の之之座
公は後寺御公之

松平久五郎家半

伊東 孫八

十一月十九

此
以書面信乃の職名は此非外者之免捕之事の中
未公自初之死刑中付の事も亦書之の之之座
免捕之之事の中未公自初之死刑中付の事も亦書之の之之座

未十一月

天明七年十一月廿五日河津伊東家御公

私伝分位州少諸君去月十九日怪書傳之者八人正捕
以付赤丸の如く残之室之云々波俳細益無信由月
十日夜内及志ノ所分日志岩村回迎寺入迎信持子
下男二人旅店口人傳之云々及自快創難相云々志
ノ所家半ノ私家事ノ撰石の如く遠之方中紙ハ私伝分ノ云々
望ハ志ノ如く右ノ通他所ノ盗木信ノ者ノ如ク何ノ仕立
候事何ハ云々

十二月五日

物申内書正

所見 押寄ノ書寫ノ云々此ノ所見ノ書寫ノ出松平右衛門云々
以テ云々

天明八年十二月五日 松平右衛門

一 書信ノ人取ノ云々場下ノ送ノ入穀内ノ云々或
沙書或書又位云々

一 書信ノ人取ノ云々場下ノ送ノ入穀内ノ云々又難
之云者右ノ望無之云云他ノ川合七音座ハリ云々
又ハ百鼓ノ云々進押ノ付ノ云々南ノ付ノ云々又鼓ノ云々
於私伝中付ノ云々云々

松平右衛門

上聖代右衛門

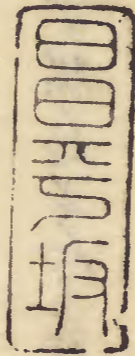
三月五日

所見 四書勿書信ノ人取ノ云々場下ノ送ノ入穀内ノ云々
或ハ沙書或書又位云々

二



諸家秘聞集卷之四 終



中二

所記

全書のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は
中二のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は
中二のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は
中二のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は
中二のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は
中二のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は
中二のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は
中二のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は
中二のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は
中二のりしに追放せし高き一のりし事ありて名は地は

